

報告第18号

三山木地区における民間保育施設整備計画について(小規模保育事業所・留守家庭児童会)

三山木地区における民間保育施設整備計画について(小規模保育事業所・留守家庭児童会)、報告する。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

(報告理由)

本件は、三山木地区における民間保育施設整備計画について、報告するものである。

## 三山木地区における民間保育施設整備計画について (小規模保育事業所・留守家庭児童会)

保育ニーズの増加が続く中、保育所等及び留守家庭児童会における待機児童の解消が課題となっています。

このたび、市内で小規模保育事業所「ほほえみ保育園京田辺園」を運営している株式会社 Life youth から三山木地区における小規模保育事業所・留守家庭児童会の整備について提案があり、京田辺市保育所等整備運営事業者選考委員会での審査を経て、整備運営事業者として決定しましたので、報告いたします。

### 1 整備計画

場 所：京田辺市三山木中央六丁目4番地4

施設種別等：小規模保育事業所

定員19名 延床面積約120㎡（1階部分）

留守家庭児童会

定員20名程度 延床面積約70㎡（2階部分）

事業者：株式会社 Life youth

（京都市伏見区竹田段川原町190）

開園予定日：令和7年10月

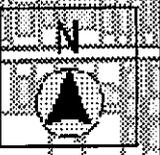
### 2 予算措置

令和7年度6月補正予算に施設整備費等に対する補助金、9月補正予算に運営費に対する補助金を計上します。

### 3 経過及び今後のスケジュール

令和7年5月1日	保育所等整備運営事業者選考委員会
7日	株式会社 Life youth を整備運営事業者に決定
6月	施設整備費等に対する補正予算案を市議会へ上程
7月～	施設整備工事
9月	運営費に対する補正予算案を市議会へ上程
10月	開園

# 位置図



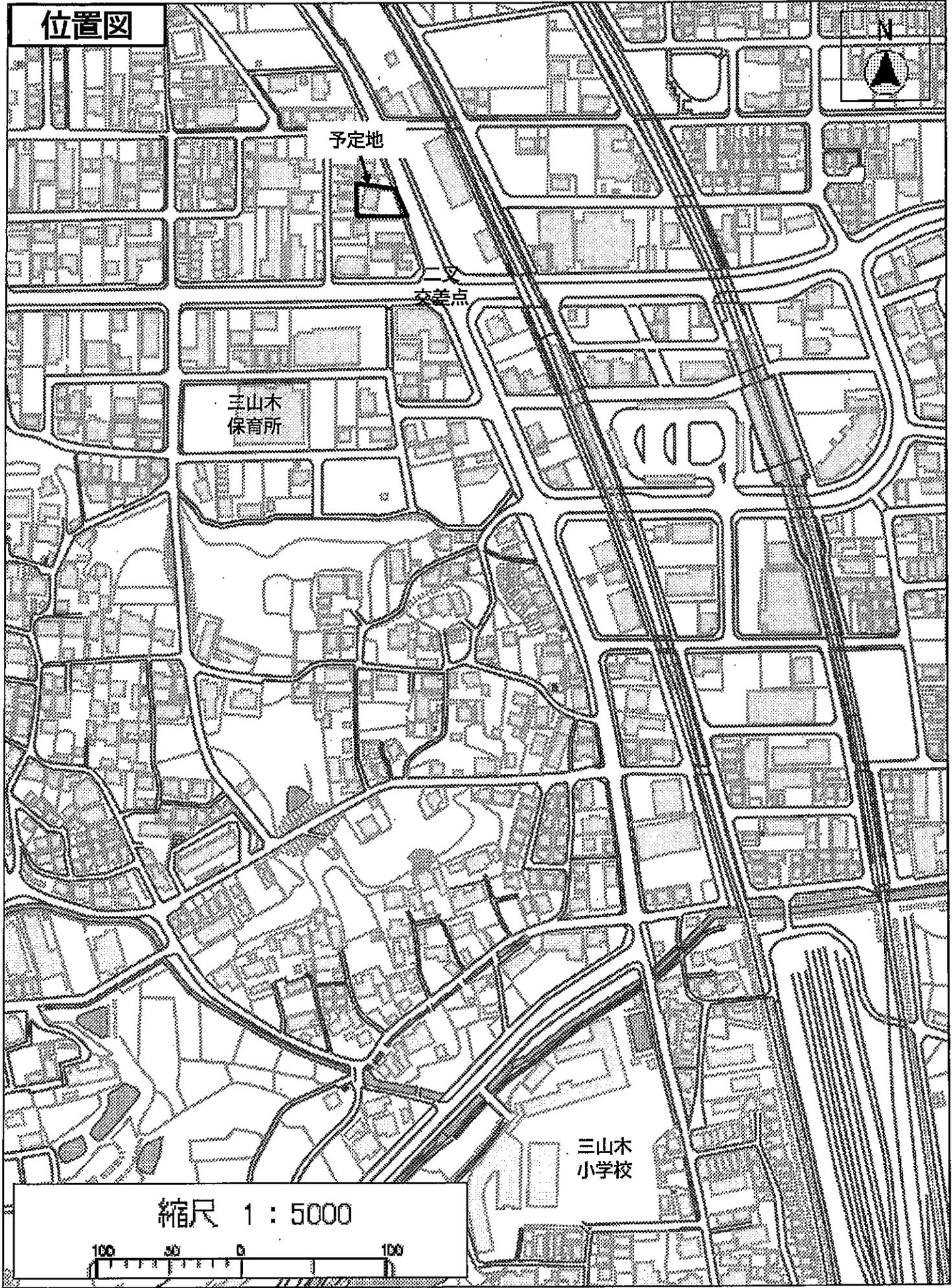
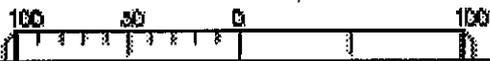
予定地

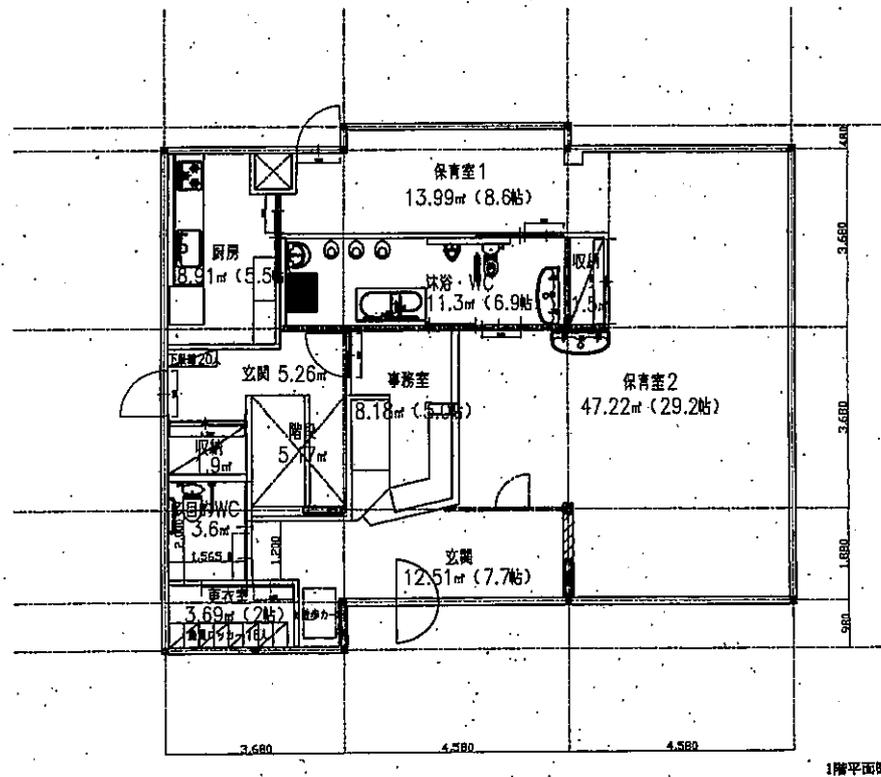
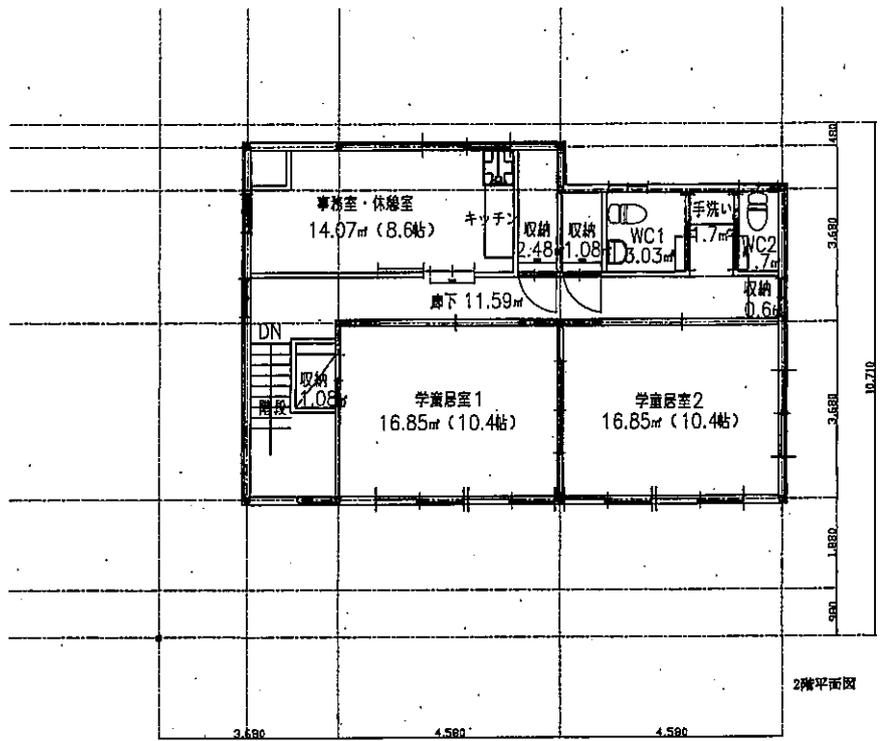
交差点

三山木  
保育所

三山木  
小学校

縮尺 1 : 5000





報告第19号

京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱の制定について

京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱を別紙のとおり定めることとしたので、報告する。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、分館公民館を地域住民の居場所とするため、分館公民館を開放する事業に対し補助金を交付する要綱を制定することとしたので、報告するものである。

京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市立分館公民館（以下「公民館」という。）において自発的かつ主体的に実施する安全で安心な地域住民の居場所づくりを行う区に対して、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）及びこの告示の定めるところにより、京田辺市地域の居場所づくり補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「区」とは、京田辺市の自治振興費の交付要綱（昭和62年京田辺市告示第27号）の規定により自治振興費の交付を受けている区及び自治会をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる区は、地域住民の居場所づくりとして次条第1項に規定する事業を行う区とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、公民館の一部を広く開放し、地域住民が気軽に立ち寄ることができる居場所を開設する事業であって、次の要件を全て満たす事業とする。

- (1) 月2回以上開設すること。
- (2) 1回につき2時間以上開設すること。
- (3) 事業の実施を広く地域に周知していること。

2 補助金の交付対象となる期間は、事業実施年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費とする。ただし、光熱水費等の公民館運営に係る経費を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業を実施した期間において、同一の区につき1か月当たり4,000円(補助対象事業に小学生又は中学生が参加する場合は、5,000円)とする。ただし、補助対象事業の実施に要した経費が1か月当たりの補助金の額に補助対象事業を実施した月数を乗じて得た額を下回る場合は、当該経費(100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする区の代表者は、京田辺市地域の居場所づくり補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、事業実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める資料

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、事業内容が補助金の趣旨に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

(交付決定等の通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付決定をしたときは、京田辺市地域の居場所づくり補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により、通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、京田辺市地域の居場所づくり補助金不交付決定通知書(別記様式第5号)により、通知するものとする。

(変更申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた区の代表者(以下「補助決定者」という。)が、前条第1項の規定により交付決定を受けた場合において、事業を変更し、又は中止しようとするときは、京田辺市地域の居場所づくり補助金変更(中止)申請書(別記様式第6号)により、あらかじめ市長の承認を受け

なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、適当であると認めるときは、京田辺市地域の居場所づくり補助金変更（中止）決定通知書（別記様式第7号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助決定者は、京田辺市地域の居場所づくり補助金実績報告書（別記様式第8号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、事業終了後に市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書（別記様式第9号）
- （2） 収支決算書（別記様式第10号）
- （3） その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、報告書を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、京田辺市地域の居場所づくり補助金確定通知書（別記様式第11号）により、補助決定者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額と交付決定額とに差異が生じない場合は、当該通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた後、補助決定者は京田辺市地域の居場所づくり補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年度に限り、この告示の施行前に、廃止前の京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱（平成21年京田辺市教育委員会告示第2号。以下「旧告示」という。）に規定する補助金の交付決定を受けた区の代表者であって、第7条の規定により補助金の交付を受けようとするものの当該補助金

の額の上限は、6万円から旧告示による補助金の確定額を控除した額（以下「控除後補助金額」という。）とする。ただし、第6条の規定により算出した補助金の合計額が、控除後補助金額を下回る場合は、当該合計額をこの告示による補助金の額とする。

別記

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

区・自治会名

代表者氏名

京田辺市地域の居場所づくり補助金交付申請書

京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

名 称	
交付申請額	円
担当者名	
担当者住所	
担当者連絡先	
事業内容を市が公表することについて同意します。	<input type="checkbox"/> はい

添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）



収支予算書

区・自治会名

代表者氏名

1 収入

(単位：円)

項目	金額	内訳
地域の居場所 づくり補助金		
合計		

2 支出

(単位：円)

項目	金額	内訳
合計		

様式第4号（第9条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市地域の居場所づくり補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった京田辺市地域の居場所づくり補助金  
については、京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱第9条第1項の規定  
により、下記のとおり交付決定します。

記

補助金交付決定額

円

様式第5号（第9条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市地域の居場所づくり補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった京田辺市地域の居場所づくり補助金  
については、京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱第9条第2項の規定  
により、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

理 由

年 月 日

（あて先）京田辺市長

区・自治会名

代表者氏名

京田辺市地域の居場所づくり補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け文書番号で交付決定を受けた京田辺市地域の居場所づくり補助金について、京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり変更（中止）申請します。

記

名 称	
変更・中止後の交付申請額	円
担当者名	
担当者住所	
担当者連絡先	

添付書類（変更がある場合のみ添付）

- （1） 事業計画書（別記様式第2号）
- （2） 収支予算書（別記様式第3号）

様式第7号（第10条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市地域の居場所づくり補助金変更（中止）決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった京田辺市地域の居場所づくり補助金について、下記のとおり変更決定します。

記

変更前	
変更後	

年 月 日

（あて先）京田辺市長

区・自治会名

代表者氏名

京田辺市地域の居場所づくり補助金実績報告書

年 月 日付け文書番号により交付決定された京田辺市地域の居場所づくり補助金に係る事業実績について、京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

名 称	
実施回数	回
参加人数	延べ 人 (うち小学生又は中学生 人)
担当者名	
担当者住所	
担当者連絡先	

添付書類

- (1) 事業報告書（別記様式第9号）
- (2) 収支決算書（別記様式第10号）

様式第9号（第11条関係）

事業報告書

区・自治会名

代表者氏名

名 称		
実施日	参加人数 (小・中学生人数)	内容

※ チラシ、記録写真等事業内容が分かる書類を添付してください。

様式第10号 (第11条関係)

収支決算書

区・自治会名

代表者氏名

1 収入

(単位：円)

項目	金額	内 訳
地域の居場所 づくり補助金		
合 計		

2 支出

(単位：円)

項目	金額	内 訳
合 計		

※ レシートの写し等支出内容が分かるものを添付してください。

様式第1.1号(第1.2条関係)

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市地域の居場所づくり補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった京田辺市地域の居場所づくり補助金については、京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱第1.2条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額

円

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

区・自治会名

代表者氏名

京田辺市地域の居場所づくり補助金交付請求書

京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合						本店 支店 出張所		
	普通 当座	口座 番号							
(フリガナ)									
口座名義									

※ 区・自治会名の記載のある口座の記入をお願いします。

## 京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱の制定について【概要】

近年、留守家庭児童会入会希望者が増加し、放課後の子どもの居場所不足が課題とされています。

また、生涯学習の推進という点では、子どもだけでなく大人の生涯学習も推進していく必要があること、分館公民館があまり活用されていないという現状を踏まえ、令和7年度に、分館公民館を地域住民の居場所とするため、現行の子どもの居場所づくり補助金を廃止し、「地域の居場所づくり補助金」として新たに制定するものです。

## 1 背景

- ① 留守家庭児童会入会希望者の増加
- ② 放課後のこどもの居場所の不足
- ③ 地域コミュニティの希薄化
- ④ 分館公民館の活用が少ない

## 2 居場所を利用する対象者

地域住民

## 3 対象事業

分館公民館の部屋を地域の人がいつでも利用できるよう開放を行う事業

## 4 対象経費

分館公民館での居場所づくりに必要な経費（光熱水費等の公民館運営に係る経費を除く）

## 5 補助要件

- (1) 月2回以上開設する
- (2) 1回につき2時間以上開設する
- (3) 事業の実施を広く地域に周知する

## 6 補助金額

月4千円を上限に補助、小・中学生が参加すれば月1千円を加算

## 7 その他

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱を廃止し、市長告示として本要綱を新たに制定する。

議案第20号

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱の廃止について

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱を廃止する告示を別紙のとおり定める。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市地域の居場所づくり補助金交付要綱の制定に伴い、京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱を廃止するため、提案するものである。

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱を廃止する告示（案）

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱（平成21年京田辺市教育委員会告示第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前にこの告示による廃止前の京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱の規定によりなされた申請に対する取扱いについては、なお従前の例による。

## 京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱

平成21年3月31日

教育委員会告示第2号

### (趣旨)

第1条 この告示は、将来の地域を担う子どもたちが、心豊かでたくましく成長するため、京田辺市立分館公民館等において自発的かつ主体的に実施する安全で安心な子どもの居場所づくりを行う区に対して、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）及びこの告示の定めるところにより、京田辺市子どもの居場所づくり補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「区」とは、京田辺市の自治振興費の交付要綱（昭和62年京田辺市告示第27号）の規定により自治振興費の交付を受けている区・自治会をいう。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる区は、子どもの居場所づくりとして次条第1項に規定する事業を行う区とする。

### (補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、地域のすべての子どもを対象に分館公民館等を活用して、子どもが気軽に立ち寄ることができる子どもの居場所づくりを行う事業であって、次に掲げる事業とする。

(1) 子どもの居場所づくり開設事業（子どもの居場所づくりを新たに実施するため、必要な備品の購入等を行う事業をいう。以下同じ。）

(2) 子どもの居場所づくり活動事業（子どもの居場所づくりを継続するための事業をいう。以下同じ。）

2 前項第1号に規定する事業に係る補助金の交付は、同一の区において1回限りとする。

3 補助金の対象となる事業期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条第1項に規定する事業に直接要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 区の運営及び管理に要する経費
  - (2) 飲食に係る経費
  - (3) 他団体等の主催イベント等への参加負担金
  - (4) その他補助の対象とすることが適当でないと市長が認める経費
- (補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 子どもの居場所づくり開設事業 子どもの居場所づくりの開設初年度において必要となる開設準備に係る経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)とし、上限を50,000円とする。
- (2) 子どもの居場所づくり活動事業 子どもの居場所づくり開設事業に係る補助金の交付を受けた翌年度以降に実施する事業であって、事業の実施に係る経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)とし、上限を20,000円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする区の代表者(以下「申請者」という。)は、京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、事業の目的及び内容がこの補助金の趣旨に適合していると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の適正な交付に必要があると認めるときは、条件を付して

交付決定をすることができる。

(交付決定等の通知)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合はその条件を記した京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、速やかに京田辺市子どもの居場所づくり補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業を中止し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、事業終了後、速やかに京田辺市子どもの居場所づくり補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第7号）
- (2) 収支決算書（別記様式第8号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績の報告があった場合は、当該報告に係る書類を審査し、適当であると認めるときは補助金の額を確定し、京田辺市子どもの居場所づくり補助金確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額と交付決定額とに差異が生じない場合は、当該通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額が確定したときは、補助事業者は、京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付請求書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の運営上必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を概算払することができる。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度から平成20年度までの間に、京田辺市社会教育関係団体等事業補助金交付要綱（平成16年京田辺市教育委員会告示第2号）の規定により子どもの居場所づくり開設事業補助金の交付を受けた区においては、この告示に基づき、子どもの居場所づくり活動事業に係る補助金の交付を受けることができる。
- 3 前項に規定する子どもの居場所づくり開設事業補助金の交付を受けた区は、次の各号に掲げる年度に応じ、当該各号に定める区とする。

(1) 平成18年度 東区、高船区、山手南自治会、田辺団地連合自治会、普賢寺区、打田区、山崎区及び田辺区

(2) 平成19年度 二又区、新興戸自治会、山手東自治連合会及び一休ヶ丘自治会

(3) 平成20年度 興戸区、高木区及び河原区

- 4 前項第1号又は第2号に掲げる区が平成19年度又は平成20年度に子どもの居場所づくり活動事業を実施している場合においては、平成21年度に限り、この告示に基づき、平成19年度又は平成20年度に実施した子どもの居場所づくり活動事業に係る補助金の交付を受けることができる。

附 則（令和2年3月17日教委告示第2号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月16日教委告示第3号）

この告示は、令和4年7月1日から施行する。

別記様式第1号(第7条関係)

年 月 日

(あて先)京田辺市長

区・自治会名  
代表者住所  
代表者名  
(電話番号 )

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付申請書

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書(別記様式第2号)
  - (2) 収支予算書(別記様式第3号)

様式第2号(第7条関係)

事業計画書

区・自治会名

取組の名称	
対象事業種類 (1つのみに○)	ア 子どもの居場所づくり開設事業 イ 子どもの居場所づくり活動事業
子どもの居場所づくり 開設事業補助金 交付実績年度	ア 有 (            年度) イ 無
取組の 趣旨・目的	
取組の期間	年 月 日～ 年 月 日
主たる実施場所	(                            公民館)・その他(                            )
主たる実施日・時間	
取組の内容 (具体的に)	

※実施要項等取組内容がわかる資料を添付してください。

様式第3号(第7条関係)

収支予算書

区・自治会名 \_\_\_\_\_

【収入の部】

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 内 訳
市補助金		
合 計		

【支出の部】

項 目	金 額	積 算 内 訳
合 計		

様式第4号(第9条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

様

京田辺市長

印

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付決定通知書

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 交付の条件

様式第5号(第9条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

様

京田辺市長

印

京田辺市子どもの居場所づくり補助金不交付決定通知書

京田辺市子どもの居場所づくり補助金については、下記のとおり補助金を交付しないこととしましたので、京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 事 業 名

2 理 由

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

(あて先)京田辺市長

区・自治会名  
代表者住所  
代表者名  
(電話番号 )

京田辺市子どもの居場所づくり補助金実績報告書

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 交付決定額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書(別記様式第7号)
- (2) 収支決算書(別記様式第8号)

様式第7号(第11条関係)

事業報告書

区・自治会名

取組の名称			
取組の期間	年 月 日～ 年 月 日		
主たる実施場所	( 公民館)・その他( )		
実施回数・人数	回数	回	延べ人数 人
取組の内容・成果 (具体的に)	月 日	内 容	
反省・今後の課題			

※活動時の記録写真や広報時のチラシ等事業の内容に関する書類を添付してください。

様式第8号(第11条関係)

収支決算書

区・自治会名 \_\_\_\_\_

【収入の部】

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 内 訳
市補助金		
合 計		

【支出の部】

項 目	金 額	積 算 内 訳
合 計		

※領収書写し等経費を明らかにする書類を添付してください。

様式第9号(第12条関係)

文 書 番 号  
年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市子どもの居場所づくり補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった京田辺市子どもの居場所づくり補助金については、京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 事 業 名

2 補助金確定額

円

様式第10号(第13条関係)

年 月 日

(あて先)京田辺市長

区・自治会名  
代表者住所  
代表者名  
(電話番号 )

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付請求書

京田辺市子どもの居場所づくり補助金交付要綱第13条の規定により、京田辺市子どもの居場所づくり補助金(概算払・精算払)を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

振込金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店				
種別	普通 当座					
口座番号(右詰め)						
(フリガナ)						
口座名義						

議案第21号

児童生徒数の偏在の解消に向けた対策の基本的な方針について

児童生徒数の偏在の解消に向けた対策の基本的な方針を別紙のとおり定める。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市学校教育審議会の答申を受けて、児童生徒数の偏在の解消に向けた対策の基本的な方針を決定するため提案するものである。

## 京田辺市立学校の良好な教育環境の確保に向けた基本的な方針

令和7年5月21日 京田辺市教育委員会決定

京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、近年の児童生徒数の増加には施設及び設備を充実させることで対応しながら、各市立学校では特色ある教育活動に力を注ぎ、将来の京田辺市を担う子どもたちの育成に努めてきた。

このような中で、京田辺市内では、住宅開発により児童生徒数が増加する地域がある一方で、少子化が進む地域もあり、学校間での児童生徒数の偏在が生じ、大規模校となる学校と小規模校となる学校が混在している。このままでは、将来的に学校ごとの特色を生かした教育活動や教員の指導体制に課題を抱えることが懸念された。

そこで、適切な対策を講じられるように、令和4年2月に、教育委員会の附属機関である京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）に対して、「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」について諮問を行った。

審議会から、令和5年3月に、緊急の対策が必要であると判断された短期的に解決すべき課題に対する中間答申が出されたことから、教育委員会は市立田辺中学校への設備を充実させ、市立培良中学校へは特色化事業を展開して学校選択制度を導入することで、早期の課題解消に向けて取り組んでいる。そして、このたび、令和6年12月に中長期的な課題に対する最終答申を受けたところである。

教育委員会は、答申で示された望ましい学校規模、通学区域を目指すべき指針として取り扱うこととする。そして、児童生徒数が増加する学校と減少する学校が混在する令和8年度から令和17年度までの10年を第1期とし、その後、全ての市立学校で児童生徒数が減少する令和18年度から令和27年度までの10年を第2期として、本市を取り巻く状況の変化に合わせて対策を行うものとする。

なお、取組を進める上で、重要な視点は地域との関わりであり、学校は地域と共に形成されてきた歴史的経緯があり、地域コミュニティの核でもあることから、十分に説明し、理解を得ながら本対策を進める。また、児童生徒、保護者、学校を取り巻く関係者と対話しながら、丁寧に進めていく。

そうして、京田辺市教育大綱の「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」の実現に向けて、心豊かで一人一人が輝く京田辺っ子を育成するために、将来にわたり、より良い教育環境を提供できるよう、偏在解消に向けて、次のように取り組むものとする。

## 【望ましい学校規模、通学区域】

良好な教育環境のために目指すべき学校規模、通学区域は、次のとおりである。

- ・市立小学校は、12学級以上24学級以下とする。
- ・市立中学校は、12学級以上24学級以下とする。
- ・通学区域の設定にあたり、原則、通学距離を小学校4km以内、中学校6km以内とする。ただし、超過する場合は、通学支援を行った上で、通学時間が1時間を超えることがないようにする。また、地域とのつながりには十分に配慮したものとなるようにする。

※ここでの学校規模は特別支援学級を含まない学級数である。

## 【偏在解消に向けた取組】

将来にわたって児童生徒にとってより良い教育環境を確保するため、児童生徒数の推移を注視しながら、時期に応じた必要な取組を行う。

なお、取組に当たっては、保護者や地域の方々に丁寧に説明し、理解を得ながら進める。

## 第1期（令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)）の取組

### (1) 学校選択制度の活用

- ア. 過大規模校である三山木小学校の通学区域について、大規模校ではない別の小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。なお、選択できる小学校は、培良中学校区の小学校とし、児童が安全に通学できるよう、支援を含めた通学手段を検討する。
- イ. 大部分が大規模校である田辺中学校区となっている薪小学校区についても、大住中学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。なお、通学距離が一定を超える生徒の自転車通学が可能となるよう環境整備を行う。

### (2) 新しい大規模開発地域等での通学区域の変更

綴喜都市計画事業田辺北土地区画整理事業及びその周辺地域（以下、「当該地域」という。）で、今後新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、校区を田辺小学校区から田辺東小学校区（中学校は田辺中学校区から培良中学校区）へ変更する。また、校区を変更する共同住宅部分を除く当該地域については、田辺小学校又は田辺東小学校のいずれかを選択できる特定地域選択制度を導入する。

(3) 新築される共同住宅の校区

市内において新たに建築される一定規模以上の共同住宅については、その影響を検討した上で、校区を決定する。

(4) その他（学校の特色化の推進）

- ア. 学校選択制度を導入する各学校においては、児童生徒との対話をより一層行い、特色ある取組につなげるものとする。
- イ. 培良中学校においては、小学校との連携を推進する取組と合わせ、地域との連携についても検討する。
- ウ. 小規模校においては、交流事業や合同事業等を検討し、多様な児童とふれあう機会の創出を行う。

第2期（令和18年度(2036年度)～令和27年度(2045年度)）の取組

答申に示された統廃合を含めた学校規模・学校配置の適正化については、第1期の期間中から児童生徒数の推移を注視し、また、次の点に留意して、十分に検討し、（仮称）新しい学校づくりプラン（後期計画）において具体化を図るものとする。

ア. 児童生徒数の偏在の解消

- ・将来にわたって良好な教育環境を提供できるよう、長期的な見通しを持って一定規模の学校を確保する。
- ・できるかぎり望ましい通学距離となるよう配置する。
- ・学校規模の適正化に向けて、統廃合も含めた再配置を検討する。
- ・より良い教育環境の確保に向けて、義務教育学校又は小中一貫型学校の設置を含めた検討を行う。また、整備には長期の時間を要することから、計画的な学校施設の整備と併せて行う。
- ・小規模特認校制度実施校については、少人数教育の良さを生かし、地域に根ざした特色ある教育を推進するため、引き続き同制度を活用してその存続に努める。

イ. 通学の安全

- ・通学の安全をハード面、ソフト面の両方から対策し、確保する。

ウ. 環境の変化による心のケア

- ・統廃合を行う場合は、必要に応じてスクールカウンセラー等の配置を充実させる。

#### エ. 地域とのコミュニケーション

- ・保護者をはじめ、地域住民等の関係者へは十分な説明を行い、将来ビジョンを共有する。
- ・学校の歴史的経緯を尊重し、コミュニティスクールなどの地域との結びつきを促進できる制度等を活用して、協力を得られるための取組を行う。

また、学校選択制度の促進のために実施してきた特色化事業や各校の特色ある取組について、他の市立学校へ広げた方がよい取組について検討し、展開する。

議案第22号

京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の  
一部改正について

京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の一部を改正  
する規則を別紙のとおり定める。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

(提案理由)

本件は、大規模な開発が計画されている田辺小学校及び田辺中学校の校区を  
変更するため、所要の改正を行うことについて、提案するものである。

# 田辺小学校及び田辺中学校の校区変更等について

## 1 趣旨

田辺小学校及び田辺中学校の通学区域（校区）で大規模な開発が計画されており、今後、児童生徒数の増加によって両校における教室不足の発生が見込まれることから、「京田辺市立学校の良い教育環境の確保に向けた基本的な方針」に基づき、校区の変更等を行うもの。

<京田辺市立学校の良い教育環境の確保に向けた基本的な方針（抜粋）>

- ・ 綴喜都市計画事業田辺北土地地区画整理事業の事業地及びその周辺地域（以下「当該地域」という。）に建設される一定規模以上の共同住宅の校区を田辺小学校区から田辺東小学校区（中学校は田辺中学校区から培良中学校区）へ変更する。
- ・ 当該地域（校区を変更する共同住宅を除く。）に田辺小学校又は田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度<sup>1</sup>を導入する。

## 2 変更内容

### (1) 校区の変更

別添区域に令和7年6月1日以降に建築される一定規模以上の共同住宅<sup>2</sup>について、校区を田辺東小学校区、培良中学校区へ変更する。

### (2) 特定地域選択制度の導入

別添区域（校区が変更される一定規模以上の共同住宅部分を除く。）に田辺東小学校を選択できる特定地域選択制度を導入する。

## 3 その他

校区の変更は、「京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則」の一部改正により対応する。

特定地域選択制度については、三山木小学校区等への導入とあわせて、別に定める。

<sup>1</sup> 特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。

<sup>2</sup> 概ね30戸以上の共同住宅（単身者用は除く）とする。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の一部を  
改正する規則（案）

京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則（平成9年京  
田辺市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 田辺の項中

「

河原地区（河原神谷、河原外島、河原東久保田、河原室垣外を除く。）

を

「

河原地区（河原神谷、河原外島、河原東久保田及び河原室垣外並びに河  
原野色、河原一ノ坪、河原受田、河原里ノ内、河原西久保田、河原平田  
、河原北口、河原御影及び河原食田の一定規模以上の共同住宅を除く。）

に、

「

田辺地区（田辺尼ヶ池、田辺狐川の一部、田辺外ヶ谷、田辺棚倉の一部、  
田辺ボヶ谷、田辺茂ヶ谷を除く。）

を

「

田辺地区（田辺尼ヶ池、田辺狐川の一部、田辺外ヶ谷、田辺棚倉の一部  
、田辺ボヶ谷及び田辺茂ヶ谷並びに田辺西浜、田辺東浜、田辺藪ノ本、  
田辺草屋、田辺池ノ尻、田辺向畑、田辺久保、田辺戸絶、田辺蕪木、田  
辺田出原、田辺中ノ島、田辺伝道林、田辺勇田、田辺大藪、田辺稲葉、  
田辺柿ノ内、田辺石塚、田辺平田、田辺十曾、田辺明田、田辺波風、田

田辺中央一丁目、田辺中央二丁目、田辺中央四丁目、田辺中央五丁目、田辺中央六丁目、田辺津田及び田辺南田の一定規模以上の共同住宅を除く。  
)

に改め、同表田辺東の項中

河原神谷、河原外島、河原東久保田、河原室垣外

を

河原神谷、河原外島、河原東久保田及び河原室垣外並びに河原野色、河原一ノ坪、河原受田、河原里ノ内、河原西久保田、河原平田、河原北口、河原御影及び河原食田の一定規模以上の共同住宅

に改め、同項に次のように加える。

田辺西浜、田辺東浜、田辺藪ノ本、田辺草屋、田辺池ノ尻、田辺向畑、田辺久保、田辺戸絶、田辺蕪木、田辺田出原、田辺中ノ島、田辺伝道林、田辺勇田、田辺大藪、田辺稲葉、田辺柿ノ内、田辺石塚、田辺平田、田辺十曾、田辺明田、田辺波風、田辺中央一丁目、田辺中央二丁目、田辺中央四丁目、田辺中央五丁目、田辺中央六丁目、田辺津田及び田辺南田の一定規模以上の共同住宅

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の規定は、この規則の施行の日以後に建築された一定規模以上の共同住宅に入居する児童生徒に係る通学区域について適用し、同日前に建築された一定規模以上の共同住宅に入居する児童生徒に係る通学区域については、なお従前の例による。

京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案		現 行		改正理由
別表第1（第2条関係） 小学校		別表第1（第2条関係） 小学校		区域内で建築される共同住宅の校区変更
学校名	区域	学校名	区域	
(略)	(略)	(略)	(略)	
田辺	河原地区（河原神谷、河原外島、河原東久保田及び河原室垣外並びに河原野色、河原一ノ坪、河原受田、河原里ノ内、河原西久保田、河原平田、河原北口、河原御影及び河原食田の一定規模以上の共同住宅を除く。） (略) 田辺地区（田辺尼ケ池、田辺狐川の一部、田辺外ケ谷、田辺棚倉の一部、田辺ボケ谷及び田辺茂ケ谷並びに田辺西浜、田辺東浜、田辺藪ノ本、田辺草屋、田辺池ノ尻、田辺向畑、田辺久保、田辺戸絶、田辺蕪木、田辺田出原、田辺中ノ島、田辺伝道林、田辺勇田、田辺大藪、田辺稲葉、田辺柿ノ内、田辺石塚、田辺平田、田辺十曾、田辺明田、田辺波風、田辺中央一丁目、田辺中央二丁目、田辺中央四丁目、田辺中央五丁目、田辺中央六丁目、田辺津田及び田辺南田の一定規模以上の共同住宅を除く。）	田辺	河原地区（河原神谷、河原外島、河原東久保田、河原室垣外を除く。） (略) 田辺地区（田辺尼ケ池、田辺狐川の一部、田辺外ケ谷、田辺棚倉の一部、田辺ボケ谷、田辺茂ケ谷を除く。）	
(略)	(略)	(略)	(略)	
田辺東	河原神谷、河原外島、河原東久保田及び河原室垣外並びに河原野色、河原一ノ坪、河原受田、河原里ノ内、河原西久保田、河原平田、河原北口、河原御影及び河原食田の一定規模以上の共同住宅 (略) 田辺西浜、田辺東浜、田辺藪ノ本、田辺草屋、田辺池ノ尻、田辺向畑、田辺久保、田辺戸絶、田辺蕪木、田辺田出原、田辺中ノ島、田辺伝道林、田辺勇田、田辺大藪、田辺稲葉、田辺柿ノ内、田辺石塚、田辺平田、田辺十曾、田辺明田、田辺波風、田辺中央一丁目、田辺中央二丁目、田辺中央四丁目、田辺中央五丁目、田辺中央六丁目、田辺津田及び田辺南田の一定規模以上の共同住宅	田辺東	河原神谷、河原外島、河原東久保田、河原室垣外 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
この表において、「大住地区」とは、町名が大住からはじまる地区をいい、他「地区」についても同様とする。		この表において、「大住地区」とは、町名が大住からはじまる地区をいい、他「地区」についても同様とする。		

○京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則

平成9年1月13日  
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の規定により、京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定することについて必要な事項を定めるものとする。

(入学すべき学校の指定)

第2条 前条の規定により指定する学校(以下「入学指定校」という。)の通学区域は、教育委員会が特に認める場合を除き、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 政令第8条の規定により入学指定校を変更する場合は、前項の規定によらないことができる。この場合において、児童生徒の保護者は、入学指定校の変更を教育委員会に申し出なければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による保護者の申出に相当の理由があると認めるときは、入学指定校の変更を許可することができる。

(委任)

第3条 この規則に別に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、田辺町が市となる日〔平成9年4月1日〕から施行する。

2 田辺町内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則(昭和41年田辺町教育委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則(平成14年2月22日教委規則第5号)

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年6月29日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年8月27日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月8日教委規則第1号)

この規則は、綴喜都市計画事業南田辺北特定土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則(平成26年4月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月18日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年9月20日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京田辺市内に在住する児童生徒が入学する学校を指定する規則の規定は、令和6年4月1日以後に入学し、又は転学する児童生徒に適用する。

別表第1(第2条関係)

小学校

学校名	区域
大住	大住地区(大住池ノ谷の一部、大住大欠、大住大坪、大住女谷、大住虚空蔵谷、大住小林、大住吸戸、大住関屋、大住責谷、大住峠谷、大住時子林の一部、大住仲ノ谷、大住野上の一部、大住平谷、大住丸山、大住竜王谷を除く。)
	大住ヶ丘一丁目、大住ヶ丘二丁目、大住ヶ丘三丁目
	花住坂一丁目、花住坂二丁目、花住坂三丁目
	松井乾角、松井魚田、松井大ヶ市、松井柏原、松井叶堂、松井鐘付田、松井川田、松井北ヶ市、松井北川原、松井久保、松井古松井、松井里ヶ市、松井諏訪ヶ原、松井相合、松井千原、松井直田、松井野田、松井古川、松井向井、松井向山、松井山川、松井六ノ坪
田辺	河原地区(河原神谷、河原外島、河原東久保田、河原室垣外を除く。)
	興戸地区(興戸金林の一部、興戸北落延の一部、興戸南落延の一部、興戸和井田の一部を除く。)
	田辺地区(田辺尼ヶ池、田辺狐川の一部、田辺外ヶ谷、田辺棚倉の一部、田辺ボヶ谷、田辺茂ヶ谷を除く。)
草内	飯岡地区
	草内地区(草内馬橋の一部、草内大東の一部、草内禅定寺、草内鐘鉦割、草内美泥の一部を除く。)
	興戸金林の一部、興戸北落延の一部、興戸南落延の一部、興戸和井田の一部
	東鍵田、東西神屋の一部、東古森
	三山木石田の一部
三山木	多々羅七瀬川の一部、多々羅前田の一部、多々羅都谷の一部

	宮津地区
	三山木地区(三山木石田の一部を除く。)
	同志社山手一丁目、同志社山手二丁目、同志社山手三丁目、同志社山手四丁目
普賢寺	打田地区
	高船地区
	多々羅地区(多々羅七瀬川の一部、多々羅前田の一部、多々羅都谷の一部を除く。)
	天王地区
	普賢寺地区
	水取地区
田辺東	河原神谷、河原外島、河原東久保田、河原室垣外
	草内馬橋の一部、草内大東の一部、草内禅定寺、草内鐘鉦割、草内美泥の一部
	東地区(東鍵田、東西神屋の一部、東古森を除く。)
松井ヶ丘	松井地区(松井乾角、松井魚田、松井大ヶ市、松井柏原、松井叶堂、松井鐘付田、松井川田、松井北ヶ市、松井北川原、松井久保、松井古松井、松井里ヶ市、松井諏訪ヶ原、松井相合、松井千原、松井直田、松井野田、松井古川、松井向井、松井向山、松井山川、松井六ノ坪を除く。)
	松井ヶ丘一丁目、松井ヶ丘三丁目、松井ヶ丘四丁目
	山手中央
	山手西一丁目、山手西二丁目、山手西三丁目
	山手東一丁目、山手東二丁目
	山手南一丁目、山手南二丁目、山手南三丁目、山手南四丁目
	大住虚空蔵谷の一部
薪	薪地区(薪狼谷、薪西山の一部、薪島の一部を除く。)
	甘南備台一丁目、甘南備台二丁目、甘南備台三丁目
	田辺尼ヶ池、田辺狐川の一部、田辺外ヶ谷、田辺棚倉の一部、田辺ボヶ谷、田辺茂ヶ谷
桃園	大住池ノ谷の一部、大住大欠、大住大坪、大住女谷、大住虚空蔵谷(一部を除く。)、大住小林、大住吸戸、大住関屋、大住責谷、大住峠谷、大住時子林の一部、大住仲ノ谷、大住野上の一部、大住平谷、大住丸山、大住竜王谷
	大住ヶ丘四丁目、大住ヶ丘五丁目
	薪狼谷、薪西山の一部、薪島の一部
この表において、「大住地区」とは、町名が大住からはじまる地区をいい、他「地区」についても同様とする。	

別表第2(第2条関係)

中学校

学校名	区域
田辺	田辺小学校区
	三山木小学校区
	普賢寺小学校区
	薪小学校区(薪城ノ内、薪水取、薪茶屋前、薪名松、薪北町田、薪桑ノ木、薪狭道の一部を除く。)
大住	大住小学校区
	松井ヶ丘小学校区
	薪城ノ内、薪水取、薪茶屋前、薪名松、薪北町田、薪桑ノ木、薪狭道の一部
	桃園小学校区
培良	草内小学校区
	田辺東小学校区
打田地区、高船地区に在住する生徒にあっては、この表の規定にかかわらず、生駒市教育委員会の指定する学校に入学するものとする。	

議案第23号

教育財産の取得の申出について

G I G Aスクール構想（第2期）の推進として、児童生徒用タブレット端末等を教育財産として取得するため、市長に対し申出を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、G I G Aスクール構想（第2期）の推進として、京田辺市立小学校及び中学校の児童生徒が学習に供するためのタブレット端末等を教育財産として取得することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、市長に対して申出を行うため、提案するものである。

取得を申し出する教育財産

種類及び数量		配置場所
タブレット端末	6, 900台	京田辺市立小学校9校
タッチペン	5, 940本	京田辺市立中学校3校
周辺機器及び関連ソフトウェア	一式	

# 端末補助のスキームイメージ（前回と今回の比較）

参考資料

	前回	今回
スキーム	<p><b>単年度予算</b></p> <p>国：補助事業 都道府県：市町村分の取りまとめ・都道府県分の申請 市町村：都道府県を通じて国の補助事業に申請</p>	<p><b>基金</b></p> <p>国：基金造成経費を都道府県に交付 都道府県：基金造成・補助事業創設 市町村：都道府県の補助事業に申請</p>
補助対象	<p>端末本体、 運搬費、設置・据え付け費</p>	<p>端末本体※1（予備機※2含む）、 運搬費、設置・据え付け費</p> <p>※1 端末本体と一体的に整備される場合に補助対象となるものあり ※2 修理や保守に係る負担軽減の観点から、15%分の予備機を補助対象</p>
対象数量	<p>児童生徒数の<b>2/3</b></p> <p>※残りの1/3の児童生徒の台数分の整備に必要な経費は地方財政措置</p>	<p>全児童生徒数 + 予備機（上限15%）</p>
補助率	<p>定額 （1台あたり上限<b>4.5万円</b>）</p>	<p>補助対象経費の<b>2/3（定率補助）</b> （1台あたり上限<b>5.5万円</b>）</p> <p>※自治体ごとの事業総額の2/3を補助、残りの1/3の経費は自治体負担（地方財政措置）</p>
補助要件等	<p>児童生徒数の1/3（地方財政措置分） の整備を求めている</p>	<p>補助要件：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同調達会議への参加</li> <li>・ 共同調達による端末の調達</li> <li>・ 最低スペック基準を満たすこと</li> <li>・ 教員数分の指導者用端末の整備</li> <li>・ 児童生徒が利用する端末を対象としたWebフィルタリング機能の整備</li> <li>・ 各種計画の策定・公表</li> </ul>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育財産の管理等）

第二十八条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

議案第24号

学校評議員の委嘱について

京田辺市立小学校及び中学校の学校評議員の設置に関する要綱（平成14年京田辺市教育委員会告示第5号）第2条の規定により、学校評議員を委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立小学校及び中学校の学校評議員の任期が令和7年3月31日付で満了となったため、別紙の者を学校評議員に委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年5月21日から令和8年3月31日まで。

## 別紙

## 新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校評議員	吉永美智江	大住小学校
学校評議員	吉村尊成	大住小学校
学校評議員	田村信夫	大住小学校
学校評議員	藤本宣成	大住小学校
学校評議員	北川一美	田辺小学校
学校評議員	木下敏巳	田辺小学校
学校評議員	久下視紀子	田辺小学校
学校評議員	奥西嘉一	草内小学校
学校評議員	内藤康夫	草内小学校
学校評議員	仲井和好	草内小学校
学校評議員	柳田正廣	草内小学校
学校評議員	森島治子	三山木小学校
学校評議員	藤井重博	三山木小学校
学校評議員	木元幸恵	三山木小学校
学校評議員	森美由紀	三山木小学校

学校評議員	井上秀之	三山木小学校
学校評議員	野崎啓子	田辺東小学校
学校評議員	庫本幹夫	田辺東小学校
学校評議員	高谷清代美	田辺東小学校
学校評議員	島谷千織	松井ヶ丘小学校
学校評議員	北山香織	松井ヶ丘小学校
学校評議員	古川利明	松井ヶ丘小学校
学校評議員	永松鶴雄	薪小学校
学校評議員	沖田勝進	薪小学校
学校評議員	村山久昭	薪小学校
学校評議員	田中正次	薪小学校
学校評議員	柳生静慶	桃園小学校
学校評議員	松原真理子	桃園小学校
学校評議員	瀬尾享弘	桃園小学校
学校評議員	加藤伸二	田辺中学校
学校評議員	西田和史	田辺中学校
学校評議員	田宮知加子	田辺中学校

学校評議員	西川 豊	田辺中学校
学校評議員	姫路桂子	大住中学校
学校評議員	大釜照平	大住中学校
学校評議員	田村信夫	大住中学校
学校評議員	岩井真澄	大住中学校
学校評議員	松井雅彦	大住中学校
学校評議員	田路基幸	培良中学校
学校評議員	佐藤りん	培良中学校

参考資料

学校評議員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命 の別	新任・再任 の別	備考
吉永 美智江	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	大住 小学校
吉村 尊成	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	大住 小学校
田村 信夫	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	大住 小学校
藤本 宣成	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	大住 小学校
北川 一美	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	田辺 小学校
木下 敏巳	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	田辺 小学校
久下 視紀子	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	田辺 小学校
奥西 嘉一	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	草内 小学校
内藤 康夫	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	草内 小学校
仲井 和好	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	草内 小学校
柳田 正廣	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	草内 小学校
森島 治子	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	三山木 小学校
藤井 重博	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	三山木 小学校
木元 幸恵	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	三山木 小学校
森 美由紀	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	三山木 小学校
井上 秀之	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	三山木 小学校

野崎 啓子	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	田辺東 小学校
庫本 幹夫	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	田辺東 小学校
高谷 清代美	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	田辺東 小学校
島谷 千織	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	松井ヶ丘 小学校
北山 香織	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	松井ヶ丘 小学校
古川 利明	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	松井ヶ丘 小学校
永松 鶴雄	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	薪小学校
沖田 勝進	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	薪小学校
村山 久昭	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	薪小学校
田中 正次	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	薪小学校
柳生 静慶	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	桃園 小学校
松原 真理子	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	桃園 小学校
瀬尾 享弘	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	新任	桃園 小学校
加藤 伸二	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	田辺 中学校
西田 和史	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	田辺 中学校
田宮 知加子	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	田辺 中学校
西川 豊	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	新任	田辺 中学校
姫路 桂子	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	大住 中学校
大釜 照平	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	大住 中学校

田村 信夫	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	大住 中学校
岩井 真澄	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	大住 中学校
松井 雅彦	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	新任	大住 中学校
田路 基幸	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	培良 中学校
佐藤 りん	学校長推薦	R7.5.21～ R8.3.31	委嘱	再任	培良 中学校

○京田辺市立小学校及び中学校の学校評議員の設置に関する要綱

平成14年3月28日  
教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域や社会に開かれた学校づくりの推進を図るため、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第49条及び京田辺市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和58年京田辺市教育委員会規則第1号)第14条の2の規定に基づき、京田辺市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)における学校評議員の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 学校評議員は、学校ごとに5人以内とし、当該学校の教職員並びに教育委員及び教育委員会事務局職員以外の者で、当該学校の校区に在住し、又は勤務し、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、当該学校長(以下「校長」という。)の推薦により教育委員会が委嘱する。

(任期等)

第3条 学校評議員の任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までを原則とする。ただし、新年度の学校評議員が委嘱されるまでの間、前年度の学校評議員が職務を代行することができる。

2 教育委員会は、学校評議員の辞任の申出その他特別の事情があると認めるときは、校長の具申により学校評議員を解嘱することができる。なお、必要がある場合は、学校評議員を補充することができ、任期は前任者の残任期間とする。

(学校評議員の職務)

第4条 学校評議員は、学校、家庭、地域の連携及び協力を推進する立場から、校長の学校運営に関する自らの権限と責任に属する事項について、校長の求めに応じ、意見を述べることができる。

2 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(校長の役割)

第5条 校長は、学校評議員全員が集まる会議を年に1回以上開催する。

2 校長は、必要に応じて学校評議員から個別に意見を聴取するとともに、学校評議員が複数又は全員集まる会議を開催することができる。

3 その他学校評議員の会議の運営について必要な事項は、校長が定める。

(給付)

第6条 学校評議員には、給与その他の給付を支給しない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月24日教委告示第2号)

この告示は、平成23年5月24日から施行する。

議案第25号

京田辺市就学相談委員会委員の委嘱等について

京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第4条の規定により、京田辺市就学相談委員会委員を委嘱・任命したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市就学相談委員会委員の任期が令和7年3月31日付で満了となったため、別紙の者を委員に委嘱・任命したいので、提案するものである。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。

## 別紙

## 新たに委嘱等する者

委員区分	氏名	備考
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	佐々木 みゆき	普賢寺小学校長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	上原 正章	草内小学校長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	草野 謙太郎	松井ヶ丘小学校長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	尾崎 耕平	薪小学校教頭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	福田 あけみ	大住小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	玉城 裕美子	大住小学校講師
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	後藤 裕美	田辺小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	西澤 洋子	田辺小学校講師
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	福岡 みどり	草内小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	杉本 仁美	草内小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	松村 英朗	三山木小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	岡田 友美	三山木小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	野中 真樹子	普賢寺小学校講師
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	杉山 世津子	田辺東小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	松田 京子	松井ヶ丘小学校教諭

市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	柴 田 結可子	松井ヶ丘小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	横 山 恵理子	薪小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	眞 部 容 一	薪小学校講師
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	美濃部 美 紀	桃園小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	江 澤 愛	桃園小学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	東地井 弓 子	田辺中学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	西 村 美 穂	田辺中学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	吉 村 彩 加	大住中学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	中 谷 恵 子	大住中学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	橋 本 昌 子	培良中学校講師
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	三 好 有 紀	培良中学校教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	前 田 恵 美	三山木小学校養護教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	村 瀬 睦	培良中学校養護教諭
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	浅 川 美智子	田辺幼稚園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	田 中 知 子	草内幼稚園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	高 倉 恭 子	三山木幼稚園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	加 藤 恵里佳	松井ヶ丘幼稚園長

市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	眞 下 佐 織	薪 幼 稚 園 長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	上 出 真理子	普賢寺幼稚園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	井 内 多 美	大住こども園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	吉 川 明 子	河原こども園長
市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	村 井 佳 代	草内保育所長
児童福祉施設の職員	武 藤 伸 子	三山木保育所長
児童福祉施設の職員	宮 本 明 美	田辺児童館長
児童福祉施設の職員	漆 畑 乃梨英	田辺児童館 発達相談指導員
関係行政機関の職員	吉 村 千 恵	子育て支援課 母子保健係長
その他教育委員会が必要と 認 め る 者	杉 田 智恵美	京田辺市PTA連絡 協 議 会
その他教育委員会が必要と 認 め る 者	未 田 くるみ	京田辺市民生児童委員 協 議 会
医 師	山 田 栄 治	京 田 辺 医 師 会
関係行政機関の職員	青 山 三智子	京都府立こども発達支援 セ ン タ ー
関係行政機関の職員	中 村 知 雄	京都府立こども発達支援 セ ン タ ー
関係行政機関の職員	高 橋 美 貴	京都府立井手やまぶき 支 援 学 校

参考資料

京田辺市就学相談委員会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
佐々木 みゆき	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	校長会 会長推薦
上原 正章	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	校長会 会長推薦
草野 謙太郎	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	校長会 会長推薦
尾崎 耕平	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	教頭会 会長推薦
福田 あけみ	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	教頭会 会長推薦
玉城 裕美子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
後藤 裕美	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
西澤 洋子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
福岡 みどり	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
杉本 仁美	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
松村 英朗	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
岡田 友美	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
野中 真樹子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
杉山 世津子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
松田 京子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦

柴田 結可子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
横山 恵理子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
眞部 容一	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
美濃部 美紀	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
江澤 愛	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
東地井 弓子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
西村 美穂	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
吉村 彩加	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
中谷 恵子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
橋本 昌子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
三好 有紀	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	学校長 推薦
前田 恵美	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
村瀬 睦	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	学校長 推薦
浅川 美智子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
田中 知子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
高倉 恭子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
加藤 恵里佳	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
眞下 佐織	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	幼稚園 園長
上出 真理子	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	幼稚園 園長

井内 多美	市立幼稚園、こども園、 小学校及び中学校の教職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	こども園 園長
吉川 明子	児童福祉施設の職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	新任	こども園 園長
村井 佳代	児童福祉施設の職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	保育所 所長
武藤 伸子	児童福祉施設の職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	保育所 所長
宮本 明美	児童福祉施設の職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	子育て支援課 推薦
漆畑 乃梨英	児童福祉施設の職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	再任	子育て支援課 推薦
吉村 千恵	関係行政機関の職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命	新任	子育て支援課 推薦
杉田 智恵美	その他教育委員会が 必要と認める者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	市PTA連絡協議会 推薦
末田 くるみ	その他教育委員会が 必要と認める者	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	民生児童 委員協議会 推薦
山田 栄治	医師	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	京田辺 医師会 推薦
青山 三智子	関係行政機関の職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	再任	こども発達 支援センター 推薦
中村 知雄	関係行政機関の職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	こども発達 支援センター 推薦
高橋 美貴	関係行政機関の職員	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱	新任	特別支援 学校推薦

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第5条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(京田辺市立社会福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

2 京田辺市立社会福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成5年京田辺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(京田辺市立老人福祉施設設置条例の一部改正)

3 京田辺市立老人福祉施設設置条例(昭和50年京田辺市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(京田辺市立隣保館設置条例の一部改正)

4 京田辺市立隣保館設置条例(昭和36年京田辺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(京田辺市休日応急診療所設置、管理及び使用条例の一部改正)

5 京田辺市休日応急診療所設置、管理及び使用条例(昭和56年京田辺市条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

6 京田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和50年京田辺市条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(京田辺市環境衛生センター設置条例の一部改正)

7 京田辺市環境衛生センター設置条例(昭和53年京田辺市条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(京田辺市都市公園条例の一部改正)

8 京田辺市都市公園条例(昭和52年京田辺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(京田辺市一町田多目的運動広場設置条例の一部改正)

9 京田辺市一町田多目的運動広場設置条例(平成20年京田辺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(京田辺市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

10 京田辺市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年京田辺市条例第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

11 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に存する合議体で別表に掲げる附属機関又は附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する審議会、委員会その他の機関に相当するもの(以下「旧審議会等」という。)が現に行っている調査、審査その他の手続は、それぞれ同表に掲げる附属機関又は附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する審議会、委員会その他の機関(以下「新附属機関」という。)が行う調査、審査その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

12 この条例の施行の際現に従前の旧審議会等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる任期又は附則第2項から第10項までの規定による改正後のそれぞれの条例に規定する任期にかかわらず、施行日における従前の旧審議会等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

附 則(平成29年6月28日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の京田辺市附属機関設置条例別表に掲げる附属機関(以下「旧附属機関」という。)が現に行っている調査、審査その他の手続は、それぞれこの条例による改正後の京田辺市附属機関設置条例別表に掲げる附属機関(以下「新附属機関」という。)が行う調査、審査その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の際現に旧附属機関の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる任期にかかわらず、施行日における旧附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

附 則(平成31年3月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日条例第12号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条—第4条関係)

執行機関	名称	担任意務	人数	任期
市長	京田辺市健康づくり推進協議会	次に掲げる事項を協議し、市長に意見を述べること。 (1) 総合的な健康づくり等の計画の策定及び進行管理等に関すること。 (2) 食育に関すること。 (3) その他市民の健康づくりに関すること。	15人以内	2年
	京田辺市行政改革推進委員会	京田辺市の行政改革について必要な事項を調査審議し、市長に意見を述べること。	8人以内	2年
	京田辺市予防接種健康被害調査委員会	次に掲げる事項 (1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づき実施した予防接種による健康被害発生に際し、医学的な見地から行う調査に関すること。 (2) 疾病の状況及び診療内容に関する資料の収集に関すること。 (3) その他予防接種健康被害発生に伴う必要な事項に関すること。	5人以内	3年
	京田辺市農業振興協議会	次に掲げる事項について協議し、及び審議すること。 (1) 米穀の生産調整に関すること。 (2) 農業振興地域の整備に関すること。 (3) 地域農政及び農地の流動化の推進に関すること。 (4) 農業構造の改善に関すること。 (5) その他農業振興に関する重要な事項に関すること。	20人以内	3年
	京田辺市老人ホーム入所判定委員会	次に掲げる事項 (1) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項に規定する老人ホーム(同法第5条の3に規定する老人福祉施設のうち、養護老人ホームをいう。以下この欄において同じ。)への入所措置の要否の判定審査に関すること。 (2) 老人ホームの入所者の入所継続の要否の判定審査に関すること。	12人以内	2年

京田辺市高齢者保健福祉計画委員会	次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べる こと。 (1) 京田辺市高齢者保健福祉計画の進行管理及び次期計画の作成に関する こと。 (2) その他高齢者保健福祉に関する こと。	15人以内	3年
京田辺市公共事業再評価審査委員会	次に掲げる事項 (1) 再評価の対象事業に関し、市長が作成した対応方針案について審査を行 い、市長に意見を述べる こと。 (2) 委員会の意見を受けて市長が決定した方針について、報告を受ける こと。	7人以内	2年
京田辺市地域包括支援センター運営協議会	次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べる こと。 (1) 地域包括支援センター(以下この欄において「センター」という。)の設置等に関する次に掲げる事項に関する こと。 ア センターの担当する圏域に関する こと。 イ センターの設置、変更及び廃止に関する こと。 ウ センター職員の配置に関する こと。 エ 包括的支援事業の法人への委託又は包括的支援事業を委託する法人の 変更に関する こと。 オ 包括的支援事業の実施の委託を受けた法人による予防給付に係る事業の 実施に関する こと。 カ センターが介護予防支援事業を委託できる居宅介護支援事業所の選定 及び変更に関する こと。 (2) センターの運営に関する こと。 (3) 地域密着型サービス事業所の指定等に関する こと。 (4) その他協議会において必要と認める事項に関する こと。	10人以内	3年
京田辺市要保護児童対策地域協議会	要保護児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する 要保護児童をいい、同法第31条第4項に規定する延長者及び同法第33条第10 項に規定する保護延長者を含む。)若しくは要支援児童(同法第6条の3第5 項に規定する要支援児童をいう。)及びその保護者又は特定妊婦(同項に規定 する特定妊婦をいう。)(以下この欄においてこれらを「要保護児童等」と いう。)への援助のために必要な情報交換、要保護児童等に対する支援の 内容に関する協議を行うほか、次に掲げる事項 (1) 児童虐待に関する広報及び啓発の推進に関する こと。 (2) その他協議会において必要と認める事項に関する こと。	20人以内	2年
京田辺市障害者基本計画等策定委員会	次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べる こと。 (1) 京田辺市障害者基本計画の策定に関する こと。 (2) 京田辺市障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関する こと。 (3) その他委員会の目的達成に必要な事項に関する こと。	20人以内	3年
京田辺市地域公共交通会議	次に掲げる事項について協議すること。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金に 関する こと。 (2) その他交通会議が必要と認める事項に関する こと。	11人以内	1年
京田辺市地域福祉計画策定委員会	次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べる こと。 (1) 京田辺市地域福祉計画の策定及び実施に関する こと。 (2) その他地域福祉施策等に関する こと。	15人以内	1年
地球温暖化対策実行計画推進委員会	次に掲げる事項について協議すること。 (1) 京田辺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下この欄において 「実行計画」という。)の策定に関する こと。 (2) 実行計画の実施に関する こと。 (3) その他委員会の目的達成に必要な事項に関する こと。	18人以内	2年

	京田辺市社会福祉法人 設立認可及び施設整備 審査会	次に掲げる事項 (1) 本市区域内に主たる事務所を置き、その行う事業が本市の区域を越えない社会福祉法人(以下この欄において「法人」という。)の設立要件の審査に関する こと。 (2) 社会福祉施設等の整備(以下この欄において「施設整備」という。)に伴う審査(既設法人の施設整備を含む。)に関する こと。 (3) 法人に対する行政処分についての審査に関する こと。	10人以内	2年
教育 委員 会	京田辺市生涯学習推進 協議会	次に掲げる事項を協議すること。 (1) 生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関する こと。 (2) 地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関する こと。 (3) その他生涯学習の推進に必要な事項に関する こと。	15人以内	2年
	京田辺市就学相談委員 会	次に掲げる事項 (1) 就学相談に必要な検査及び調査に関する こと。 (2) 教育相談に関する こと。 (3) 障害児の教育保障に係る啓発に関する こと。 (4) 教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提携に関する こと。 (5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関する こと。	50人以内	2年

○京田辺市就学相談委員会規則

平成11年3月25日  
教育委員会規則第1号

京田辺市適正就学指導委員会規則(平成9年京田辺市教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例(平成26年京田辺市条例第1号)第7条の規定に基づき、京田辺市就学相談委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 医師
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市立幼稚園、こども園、小学校及び中学校の教職員
- (4) 児童福祉施設の職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(会長、副会長及び庶務)

第3条 委員会に会長、副会長2名及び庶務若干名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。
- 4 庶務は、会計その他の委員会の庶務を行う。

(部会)

第4条 委員会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 検査調査部会
  - (2) 教育相談部会
  - (3) 啓発活動部会
- 2 部会は、会長の命を受け、担当事務における専門的事項に関する事業を行う。
  - 3 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
  - 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

(会議の招集)

第5条 委員会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する副会長が在任しないときの委員会は、教育長が招集する。

- 2 部会は、部会長が必要に応じてその都度招集する。

(会議の開催時期)

第6条 委員会は、学期ごとに1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、その都度開催することができる。

(顧問)

第7条 委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、第2条各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局こども・学校サポート室において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月27日教委規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月15日教委規則第4号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日教委規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月15日教委規則第2号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第26号

京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員の委嘱等  
について

京田辺市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱(平成22年京田辺市教育委員会告示第6号)第7条第3項の規定により、京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員について、別紙のとおり委嘱・任命したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会委員のうち、選任要件を満たさなくなった委員について、その後任委員として、別紙の者を委嘱・任命したいので、提案するものである。

別紙

選任要件を満たさなくなった者

委員区分	氏名	備考
こども・学校サポート室 総括指導主事	勝又 靖志	
京田辺市立小中学校長会の代表	伊家 京子	校長会長
京田辺市立小中学校教頭会の代表	荻野 綾	教頭会長
その他京田辺市教育委員会が指名 する者	出島 ケイ	

新たに委嘱・任命する者

委員区分	氏名	備考
こども・学校サポート室 総括指導主事	南部 智彦	
京田辺市立小中学校長会の代表	北村 忠浩	校長会長
京田辺市立小中学校教頭会の代表	澤田 昌宏	教頭会長
その他京田辺市教育委員会が指名 する者	河村 春奈	

参考資料

京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会 委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
榎田 浩子	教育部長	—			
片山 義弘	教育指導監	—			
古谷 隆之	教育総務室長	—			
田原 暁	学校教育課長	—			相談員
南部 智彦	こども・学校サポート室 総括指導主事	—	任命	新任	
北村 忠浩	京田辺市立小中学校長会 の代表	—	委嘱	新任	
澤田 昌宏	京田辺市立小中学校教頭会 の代表	—	委嘱	新任	
河村 春奈	その他京田辺市教育委員会 が指名する者	—	任命	新任	相談員 教育総務室 主任

○京田辺市立小学校及び中学校ハラスメントの防止に関する要綱

平成22年8月25日

教育委員会告示第6号

(目的)

第1条 この告示は、京田辺市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）がセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントを引き起こすことによる、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の心身に対する悪影響、京田辺市の教育に対する市民の不信、職員の勤務環境及び児童生徒の学習環境（以下「勤務・学習環境」という。）が害されること等の事態の発生を未然に防ぐとともに、万一、このことが発生した場合においては、適切に対応することによってその行為を制止し、信頼される教育行政の確保、職員及び児童生徒の利益の保護並びに職員の十分な勤務能率の発揮に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの総称をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の職員や児童生徒を不快にさせる性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）をいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント  
ア 職員が妊娠等をしたこと（妊娠したこと、出産したこと又は妊娠若しくは出産に起因する症状（つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等、妊娠又は出産をしたことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。）により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したことをいう。以下同じ。）又は不妊治療を受けることに関して当該職員の勤務環境を害するような言動をいう。

イ 職員の制度等の利用（別表第1に掲げる制度又は措置の利用をいう。以下同じ。）に関して当該職員の勤務環境を害するような言動をいう。

(4) パワー・ハラスメント 職務上の権限や地位等を背景に、業務や指導などの適正な範囲を超えて、他の職員や児童生徒に対し精神的・肉体的苦痛を与える言動をいう。

(5) ハラスメントへの対応 ハラスメントに対する拒否、抗議、苦情の申出等の行為をいう。

(6) ハラスメントに起因する問題

ア ハラスメントのため勤務・学習環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること又は児童生徒が心身に被害を被ることをいう。

イ 職員が妊娠等をしたこと、不妊治療を受けること又は制度等の利用の請求等をしたい旨を上司に相談したこと、制度等の利用の請求等をしたこと若しくは制度等の利用をしたことにより勤務条件につき不利益を受けることを示唆されることをいう。

ウ 職員の制度等の利用の請求等又は制度等の利用が阻害されることをいう。

エ 職員が妊娠等をしたこと、不妊治療を受けること又は制度等の利用をしたことにより、当該職員の能力の発揮や継続的な勤務に重大な影響が生じる等、勤務する上で看過できない程度に、繰り返し若しくは継続的に、嫌がらせ的な言動を受けること、業務に従事させられないこと又は専ら雑務に従事させられることをいう。

(7) 勤務・学習環境が害されること 職員や児童生徒が直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、職務に専念することができなくなる等公務能率が損なわれ、又は学校にいることや学校に行くことに苦痛を感じる等、学習意欲や登校意欲が損なわれることをいう。

(8) 勤務条件につき不利益を受けること 昇任、配置換等の任用上の取扱いや昇格、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関し不利益を受けることをいう。

(校長の責務)

第3条 校長は、職員がその能力を十分に発揮でき、児童生徒が安心して学習・生活を行える勤務・学習環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

2 校長は、ハラスメントに起因する問題が学校に生じていないか又はそのおそれがないか、勤務・学習環境に十分な注意を払わなければならない。

3 校長は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ的確に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員及び児童生徒が学校において不利益を受けることがないよう、また、同僚等から誹謗や中傷などを受けることがないよう配慮しなければならない。

#### (職員の責務)

第4条 職員は、次の各号に定めるところに従い、常にハラスメントに対する認識を持ち、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

(1) ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項 ハラスメントをなくすためには、意識や心構えが重要であることから、職員は常にこれらの認識をしておく必要があり、具体的には別表第2に掲げるような認識を持つこと。

(2) 職場の構成員として良好な勤務・学習環境を確保するために認識すべき事項 学校は一般の職場環境と異なり、児童生徒の教育の場であることに注意する必要があること。勤務・学習環境はその構成員である職員の協力の下に形成される部分が大いことから、ハラスメントにより勤務・学習環境が害され、ひいては教育の場として望ましくない状況が生じることを防ぐため、職員は、別表第3に掲げる事項について、配慮するよう努めること。

(3) ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる事項 職員は、自らがハラスメントを受けた場合又は他の職員や児童生徒がハラスメントを受けたことを認知した場合は、被害を深刻にしないため、別表第4の事項について認識しておくとともに、別表第5のような行動をとるよう努めること。

(4) 懲戒処分 ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当して、懲戒処分に付されること。

2 教頭は、良好な勤務・学習環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修等)

第5条 校長は、ハラスメントの防止等を図るため、所属職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

2 京田辺市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、新たに校長及び教頭となった職員に対し、ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

3 教育長は、前項に定めるもののほか、自ら実施することが相当と認められるハラスメントの防止等のために必要な研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

(苦情相談への対応)

第6条 京田辺市教育委員会は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）がなされた場合に対応するため、次のとおり、苦情相談窓口を設置する。

(1) 苦情相談窓口 学校教育課内

(2) 苦情相談に対応する者（以下「相談員」という。） 教育長が指名する職員

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係を調査し、及び確認するとともに、当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、人事院指針（セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針又は妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針）に十分注意しなければならない。

3 苦情相談窓口においては、ハラスメントによる直接の被害者だけでなく、次に掲げる職員、児童生徒及び保護者からの苦情相談にも応じるものとする。

- (1) 他の職員や児童生徒がハラスメントを受けているのを見て不快に感じる職員や児童生徒、保護者からの苦情の申出
  - (2) 他の職員や児童生徒にハラスメントをしている旨の指摘を受けた職員からの相談
  - (3) ハラスメントに関する相談を受けた校長等からの相談
- 4 苦情又は相談に対応した相談員は、苦情・相談記録簿（別記様式）により、その内容を記録するものとする。
  - 5 相談員は、苦情相談に係る事案の内容又は状況から判断して必要と認めるときは、次条に規定する京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会にその処理を依頼するものとする。

（京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会の設置）

第7条 ハラスメントに関する苦情相談に対し適正かつ効果的に対応するため、京田辺市教育委員会ハラスメント苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会はハラスメントに関する苦情相談のうち、前条第5項の規定によりその処理を依頼された事案について事実関係を調査し、その対応措置を審議し、及び必要な指導助言を行うものとする。
- 3 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、京田辺市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 教育部長
  - (2) 教育指導監
  - (3) 教育総務室長
  - (4) 学校教育課長
  - (5) こども・学校サポート室総括指導主事
  - (6) 京田辺市立小中学校長会の代表
  - (7) 京田辺市立小中学校教頭会の代表
  - (8) その他京田辺市教育委員会が指名する者
- 4 委員会に委員長を置き、教育部長をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ

指名する委員がその職務を代理する。

7 委員会の庶務は、学校教育課において行う。

(プライバシーの保護等)

第8条 苦情相談処理に当たっては、関係者のプライバシーの保護に努め、苦情相談を行った者が苦情相談を行ったことにより不利益を被らないよう注意しなければならない。

附 則

この告示は、平成22年8月25日から施行する。

附 則 (平成26年1月31日教委告示第1号)

この告示は、平成26年1月31日から施行する。

附 則 (平成27年8月1日教委告示第4号)

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月13日教委告示第1号)

この告示は、平成29年2月13日から施行する。

附 則 (令和3年12月28日教委告示第6号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日教委告示第3号)

この告示は、令和6年3月15日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用	危険有害業務の就業制限 深夜勤務・時間外勤務の制限 妊産婦健康診査休暇 業務軽減 妊婦の休息时间 妊婦の通勤緩和 産前休暇 産後休暇 配偶者の出産休暇 妊娠障害休暇
---------------------	---

育児に関する制度又は措置の利 用	育児休業 部分休業 育児短時間勤務 育児時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 男性育児休暇 子育てを行う教職員の休暇
介護に関する制度又は措置の利 用	介護休暇 介護時間 深夜勤務の制限 時間外労働の免除又は制限 短期介護休暇 介護欠勤

別表第2（第4条関係）

認識事 項	具体的内容
意識	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 お互いの人格を尊重しあうこと。</li> <li>2 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。</li> <li>3 異性を劣った性として見る意識をなくすこと。</li> <li>4 お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。（職員の場合）</li> </ol>
心構え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員間のハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。            児童生徒など職員がその職務に従事する際に接することとなる職員以外の者との関係にも十分注意する必要がある。</li> <li>2 職場におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。            例えば、対職員であれば歓送迎会、対児童生徒であれば部活動の対外試合中等、学校以外の場において、職員が他の職員又は児童生</li> </ol>

徒に対してハラスメントを行うことは、学校における人間関係を損ない、勤務・学習環境を害するおそれがあることから、場所及び時間にかかわらず注意することが必要である。

3 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。

(1) 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。

(2) 不快に感じるか否かには個人差があること。

(3) この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。

(4) 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと。

4 職員は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントを生じさせないために、妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動（他の職員の妊娠、出産、育児又は介護の否定につながる言動（当該職員に直接行わない言動も含まれる。）をいい、単なる自らの意思の表明を除く。）は、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの原因や背景となることについて十分認識すること。

5 業務と関係ない、又は業務や指導などの適正な範囲を超えた言動は、パワー・ハラスメントになりうるという認識を持つこと。

(1) 周辺のを投げたり蹴ったりしたり、大声で激しく注意したり、私的なことを命じたり、無視することなどは、パワー・ハラスメントに当たる場合がある。

(2) 児童生徒へのパワー・ハラスメントになっていないか、児童生徒の人格や尊厳を大切にされた指導ができているかどうかという観点から職員が日常的に自己点検し、改善に取り組む必要があること。

6 部活動の指導者として、体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであるとともに、殴る蹴る等の行為はもちろんのこと、次

のような言動も許されないことを認識すること。

- (1) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い、又は限度を超えた肉体的、精神的負荷を課すること。
- (2) 脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行うこと。
- (3) セクシャル・ハラスメントと判断される発言や行為を行うこと。(これに該当しなくとも、指導に当たっての身体接触は、社会通念等から見て不必要なものは避け、必要性、適切さに留意することが必要であること。)
- (4) 身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱し、又は否定するような)な発言を行うこと。
- (5) 特定の生徒に対してだけ執拗に指導を集中し、又は肉体的、精神的負担を与えること。

7 相手が拒否し、又は嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

8 ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係、教師と児童生徒との立場の違い等から拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。

別表第3 (第4条関係)

配慮事項	説明等
<p>学校内のハラスメントについて問題提起する職員、児童生徒をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題やその職員の指導方針として片づけないこと。</p>	<p>職場におけるミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については問題提起を契機として、良好な勤務・学習環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。</p>
<p>学校からハラスメントに関する問題の</p>	<p>ハラスメントを契機として、勤</p>

<p>加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。具体的には、次の事項について十分注意して必要な行動をとること。</p> <p>(1) ハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すこと。</p> <p>(2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。</p>	<p>務・学習環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて職場の同僚として注意を促すなどの対応をとることが必要である。</p> <p>被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「学校から問題児扱いされたくない」などとの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないように、気がついたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることも大切である。</p>
<p>部活動については、生徒の自主的な活動であることを踏まえ、指導者の個人的な考えや方針により不適當な活動にならないよう十分注意すること。</p> <p>また、指導者が、意図する、しないにかかわらず、生徒と支配、被支配の関係になる危険性があることを常に意識しながら、日頃から生徒とのコミュニケーションを密に図りつつ、信頼関係の構築を図ることにより、ハラスメントの防止に心がけることが重要である。</p>	
<p>職場においてハラスメントがある場合には、教育の場にふさわしい環境づくりをする上で、上司等に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。</p>	

別表第4 (第4条関係)

認識事項	説明等
一人 で我慢 してい る、又は 我慢さ せてい るので は問題 は解決 しない こと。	ハラスメントを我慢、無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。
ハラ スメン トに対 する行 動をた めらわ ないこ と。	被害を深刻にしない、他に被害者をつくらない、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく、良い勤務・学習環境の形成に重要であるとの考えに立って行動することが求められる。 特に児童生徒が被害者の場合、一人で我慢している状況が起こりやすいので、第三者の積極的な行動が望まれる。

別表第5（第4条関係）

行動	説明等
嫌な ことは 相手に 対して 明確に 意思表	ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること。すなわち、はっきりと自分の意思を相手に伝えることが重要である。直接相手に言いにくい場合は、手紙等の手段をとるという方法も考えられる。

示をすること。	
信頼できる人に相談すること。	<p>まず、職場の同僚や知人等身近な信頼できる人に相談することが大切である。各職場内において解決することが困難な場合には、外部の相談機関に相談する方法を考える。</p> <p>なお、相談するに当たっては、ハラスメントが発生した日時、内容等について記録しておくことが望ましい。</p>
ハラスメントを認知した場合は、迅速かつ適正に対応すること。	<p>ハラスメントを認知した場合、職員は、管理職に速やかに報告することが必要である。</p> <p>報告を受けた管理職は、事実関係の把握に務めるとともに、関係者から事情を聞くなど適切に対応することが必要である。</p>

別記様式(第6条関係)

苦情・相談記録簿

相談日時	年 月 日( ) 時 分～ 時 分
相談者	所属: 氏名: 男・女
苦情相談の内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問題とされる言動</li> <li>(誰が) _____</li> <li>(いつ) _____</li> <li>(どこで) _____</li> <li>(具体的内容)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それに対する相談者の対応</li> </ul>
所属長等への相談の有無	有 無
目撃者の有無	有 無
相談員氏名	
相談員の対応	

議案第27号

京田辺市生涯学習推進協議会委員の委嘱について

京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第4条の規定により、別紙の者を京田辺市生涯学習推進協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、本市生涯学習推進協議会委員の任期が令和7年5月31日付で満了となるため、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年6月1日から令和9年5月31日まで。

## 別紙

## 委嘱する者

委員区分	氏名	備考
各種審議会を代表する者	柳田 昌彦	健康づくり推進協議会
各種審議会を代表する者	戸邊 智子	スポーツ推進委員
各種関係団体を代表する者	香村 和雄	身体障害者協会
各種関係団体を代表する者	北尾 高亨	社会福祉協議会
各種関係団体を代表する者	香村 毅	老人クラブ連合会
各種関係団体を代表する者	溝渕 久美子	民生児童委員協議会
各種関係団体を代表する者	林田 仁美	商工会
各教育関係機関を代表する者	芹澤 雄一	小・中学校校長会
各教育関係機関を代表する者	田中 尚美	同志社大学
学識経験のある者	樋口 純平	学識経験者
その他教育委員会が適当と認める者	吉村 尊成	公募委員
その他教育委員会が適当と認める者	大日方 重利	公募委員

## 参考資料

### 京田辺市生涯学習推進協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
有田 幸平	市議会議員	R5.6.21 ～R7.6.20	委嘱		
森島 裕也	地域を代表する者	R5.6.21 ～R7.6.20	委嘱		
柳田 昌彦	各種審議会を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	再任	
戸邊 智子	各種審議会を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	新任	
香村 和雄	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	再任	
北尾 高亨	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	再任	
香村 毅	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	再任	
溝渕久美子	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	再任	
林田 仁美	各種関係団体を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	再任	
芹澤 雄一	各教育関係機関を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	新任	
田中 尚美	各教育関係機関を代表する者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	新任	
樋口 純平	学識経験のある者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	新任	
木下 静子	その他教育委員会が適当と認める者	R6.12.21 ～R8.12.20	委嘱		
吉村 尊成	その他教育委員会が適当と認める者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	再任	
大日方重利	その他教育委員会が適当と認める者	R7.6.1 ～R9.5.31	委嘱	新任	

○京田辺市附属機関設置条例（抄）

平成26年3月28日

条例第1号

改正 平成29年6月28日条例第15号

平成30年3月28日条例第4号

平成31年3月27日条例第1号

令和4年3月31日条例第12号

（委員）

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関が適当と認める者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

別表（第2条—第4条関係）（抄）

執行機関	名称	担当事務	人数	任期
教育委員 会	京田辺市生涯学習推進協議会	次に掲げる事項を協議すること。 （1）生涯学習の推進に当たって、京田辺市生涯学習推進本部長が提起した事項に関すること。 （2）地域、職場及び団体等への生涯学習の普及及び啓発に関すること。 （3）その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。	15人 以内	2年
	京田辺市就学相談委員会	次に掲げる事項 （1）就学相談に必要な検査及び調査に関すること。 （2）教育相談に関すること。	50人 以内	2年

	<p>(3) 障害児の教育保障に係る啓発に関すること。</p> <p>(4) 教育委員会、学校その他関係機関との連絡及び提携に関すること。</p> <p>(5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。</p>		
--	---	--	--

○京田辺市生涯学習推進協議会規則

平成26年4月1日  
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域を代表する者
- (3) 各種審議会を代表する者
- (4) 各種関係団体を代表する者
- (5) 各教育関係機関を代表する者
- (6) 学識経験のある者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第28号

京田辺市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和20年法律第207号）第15条の規定により、別紙の者を京田辺市社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、社会教育委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認し、その後任委員として、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年5月21日から令和8年5月31日まで。

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
学校教育の関係者	朝田 邦裕	同志社大学関係

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校教育の関係者	田中 尚美	同志社大学関係

参考資料

京田辺市社会教育委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
田中 正和	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		委員長
姫路 桂子	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		副委員長
寺西 章郎	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
沖田 行司	専門的な知識経験を有する者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
林 孝二	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
岡嶋 一晃	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
木崎 房	学校教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
田所 祐史	専門的な知識経験を有する者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
眞部 祐子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
山際 雅詩	社会教育の関係者	R6. 6. 1 ～R8. 5. 31	委嘱		
西津 恵子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	R6. 12. 18 ～R8. 5. 31	委嘱		
田中 尚美	学校教育の関係者	R7. 5. 21 ～R8. 5. 31	委嘱	新任	

## ○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

## ○京田辺市社会教育委員に関する条例

昭和45年7月4日

条例第17号

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに専門的な知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

（定数）

第3条 委員の定数は、20名以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別の事情があるときは、任期中であっても、解嘱することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は、京田辺市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

議案第29号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市条例第1号）第6条の規定により、別紙の者を京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和7年5月21日提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立図書館協議会委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認し、その後任委員として、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和7年5月21日から残任期間である令和7年6月18日まで。

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
学校教育の関係者	森本 克美	大住中学校長

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
学校教育の関係者	上原 正章	草内小学校長

参考資料

京田辺市立図書館協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
上原 正章	学校教育の関係者	R7. 5. 21～ R7. 6. 18	委嘱	新任	
原田 隆史	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
島谷 千織	家庭教育の関係者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
村木 美紀	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
森崎 亮子	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
岩城 雄大	社会教育の関係者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
西津 恵子	社会教育の関係者	R7. 1. 15～ R7. 8. 24	委嘱		

○京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成3年3月30日

条例第1号

改正 平成14年7月10日条例第22号

平成24年3月30日条例第11号

田辺町立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和30年田辺町条例第6号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 京田辺市は、図書その他の図書館資料を収集し、整理し、又は保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 京田辺市立中央図書館

位置 京田辺市田辺辻40番地

（分室）

第3条 図書館の分室の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山1番地の1 京田辺市立北部住民センター内
京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥22番地の2 京田辺市立中部住民センター内

（職員）

第4条 図書館に館長、事務職員、専門的職員その他必要な職員を置く。

（利用者の秘密を守る義務）

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の報酬及び費用弁償は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成3年6月規則第3号で、同3年6月28日から施行）

附 則（平成14年7月10日条例第22号）

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

# 図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

## 協議

京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、協議する。

令和7年5月21日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(協議理由)

本件は、京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、協議するものである。

# 京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

## 1 趣旨

国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）が制定され、本市においても令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により、条例で運営の基準を定める必要があることから、国の基準を踏まえて、条例制定を行うものです。

## 2 制定概要

- ① 乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数（法第34条の16第2項第1号に掲げる事項 ……**※市町村が従うべき基準**）

第11条（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）〔※職員に係る部分に限る。〕

…他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、支障がない限り兼ねることができる。

第22条（職員）

…「一般型」乳児等通園支援事業所の従事者の数

※区分は、第20条で規定

乳児 おおむね3人につき1人以上

満1歳以上満3歳未満の幼児 おおむね6人につき1人以上

（うち、半数以上は保育士）

第25条（設備及び職員の基準）〔※職員に係る部分に限る。〕

…「余裕活用型」乳児等通園支援事業所の従事者の数

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所等それぞれの職員の基準に定めるところによる。

- ② 乳児等通園支援事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの（法第34条の16第2項第2号に掲げる事項 ……**※市町村が従うべき基準**）

第7条（安全計画の策定等）

第8条（自動車を運行する場合の所在の確認）

第12条（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

- 第13条 (虐待等の防止)
- 第15条 (食事) …食事の提供を行う場合の設備の規定
- 第18条 (秘密保持等)
- 第20条 (乳児等通園支援事業の区分)
  - 「一般型」 …「余裕活用品」以外
  - 「余裕活用品」…保育所、認定こども園又は家庭的保育事業所の  
利用定員の余裕を活用する場合
- 第21条 (設備の基準) [※調理設備に係る部分に限る]
- 第23条 (乳児等通園支援の内容)
  - [※第26条において準用する場合を含む。]
- 第25条 (設備及び職員の基準) [※設備に係る部分に限る。]

③ ①②に掲げる事項以外の事項 … ※参酌すべき基準

- 第2条 (最低基準の目的)
- 第3条 (最低基準の向上)
- 第4条 (最低基準と乳児等通園支援事業者)
- 第5条 (乳児等通園支援事業者の一般原則)
- 第6条 (乳児等通園支援事業者と非常災害)
- 第9条 (乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)
- 第10条 (乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)
- 第11条 (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の  
基準) [※職員に係る部分を除く。]
- 第14条 (衛生管理等)
- 第16条 (乳児等通園支援事業所内部の規程)
- 第17条 (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)
- 第19条 (苦情への対応)
- 第21条 (設備の基準) [※調理設備に係る部分を除く。]
- 第24条 (保護者との連絡)
  - [※第26条において準用する場合を含む。]
- 第27条 (電磁的記録)

3 施行日  
公布の日

京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(案)

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努め

なければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼

児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>きん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予

防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園

支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内

		<p>階段</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
3階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道

府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力

を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

#### (設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

#### (準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面

に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。